

「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く 富山県づくり条例」の改正について

1 改正の経緯

- ・平成 28 年 4 月に施行された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（以下「条例」という。）」について、平成 31 年 4 月に施行後 3 年を迎えた。
- ・施行後の条例の施行の状況、社会経済情勢の推移のほか、県障害者施策推進協議会での議論や各種障害者団体からのご意見も踏まえ、次のとおり条例の規定について検討を行った。

2 改正の検討

「地域相談員」に関する規定において、身体障害者相談員及び知的障害者相談員と同様に「民生委員・児童委員」を明示することとした

【理由】

- ・平成 28 年 4 月から身体障害者相談員（条例第 10 条第 1 項第 1 号）、知的障害者相談員（同項第 2 号）、同項第 3 号に定める者として精神障害者家族相談員、メンタルヘルスサポーターなどにご就任いただき、相談員数も条例施行時から大幅に増加している（H30 末時点 1,381 人）。
- ・平成 29 年度から同項第 3 号に定める者に民生委員・児童委員にも地域相談員にご就任いただき、その数は 1,055 名と地域相談員の約 7 割を占めている。
- ・このため、条例の施行の一成果として、民生委員・児童委員を身体障害者相談員等と同様に明示するもの（新たな号の追加を行うもの）。

＜参考＞地域相談員の内訳

地域相談員	H28.4 月	H31.3 月末
① 身体障害者相談員（身体障害者福祉法に定める者）	199 人	187 人
② 知的障害者相談員（知的障害者福祉法に定める者）	45 人	50 人
③ 熱意と識見を持ち知事が適当と認めるもの	65 人	1,144 人
精神障害者家族相談員	8 人	8 人
メンタルヘルスサポーター	57 人	47 人
精神障害者地域相談員養成研修修了者	0 人	34 人
民生委員・児童委員（民生委員法・児童福祉法に定める者）	0 人	1,055 人
合計	309 人	1,381 人

- ・平成 30 年 10 月に各障害者団体（41 団体）にご意見・ご提案を募ったところ、「施策の充実・推進に努めてほしい」、「改正の必要性を感じない」とのご意見が多数であった。
- ・なお、富山県精神保健家族連合会から「地域相談員に精神障害者（家族）相談員を明記して欲しい」とのご意見があった。

3 改正の概要

改正文：別紙新旧対照表参照

施行日：平成 31 年 4 月 1 日